

# 八頭町除雪計画

令和4年10月策定

令和6年11月改定

令和7年 1月改定

八頭町建設課

## 目次

- 1 除排雪の基本方針
- 2 除雪路線
- 3 除雪体制
- 4 町民の皆様へのお願い
- 5 除雪に関する補助制度について

## 1 除排雪の基本方針

### ① 除排雪の目的

冬季間における町道の通行を確保し、町民の生活と安全に寄与することを目的とする。

### ② 除雪計画の役割

除排雪作業を迅速かつ適切に実施するため、除雪路線、除雪体制及び除雪基準を定めることにより一定水準の除排雪を実施する。

### ③ 除雪の期間

12月1日～3月20日の間

ただし、町道丹比縦貫線については5月までとする。

### ④ 除排雪出動の基準

#### (1) 除雪

歩車道の新雪除雪は、車両・通行者の安全な移動を確保するため、道路の利用状況に応じて、原則、降雪による雪の深さが概ね車道10cm、歩道20cmと見込まれる場合に出動する。

#### (2) 運搬排雪

運搬排雪は、車道横の雪山が高く見通しが悪い区間、堆雪する余裕がなくなった区間、積雪により幅員が狭小で安全な走行ができない状況となった区間において実施する。

## 2 除雪路線

### ① 除雪路線の区分

- (1) 町道の内、町民の生活に直結する重要な路線
- (2) 浄水場・処理場等インフラの維持に必要な路線

### ② 除雪路線延長

#### (1) 車道の除雪路線

除雪路線数 290 路線

除雪路線の総延長 124.7km (令和7年1月現在)

※路線図参照

#### (2) 歩道除雪

町道歩道除雪 10 路線 総延長 4.9km

国土交通省、鳥取県から委託を受けた路線

### 3 除雪体制

八頭町建設業協会の推薦を受けた町内業者と委託契約を締結する。

除排雪作業は、町から貸与する除雪機械と民間業者が所有する除雪機械により行う。

町から貸与する車両（20台）

機種	ナンバー	除雪地区
ロータリー2.6m級	鳥取 900 る 134	郡家
除雪ドーザ 11 t 級	鳥取 99 め 1189	郡家
除雪ドーザ 5 t 級	鳥取 00 も 984	郡家
除雪ドーザ 5 t 級	鳥取 900 る 216	郡家
除雪ドーザ 5 t 級	鳥取 900 る 193	郡家・船岡
2 t ダンプ（三菱キャンター）	鳥取 100 さ 1622	郡家
除雪ドーザ 8 t 級	鳥取 000 る 466	船岡
3.6 t ミニホイールローダ	鳥取 000 る 258	船岡
4 t ダンプ（いすゞ）	鳥取 11 せ 7066	船岡
2 t ダンプ（三菱キャンター）	鳥取 100 さ 4824	船岡
除雪ドーザ 8 t 級	鳥取 100 る 501	八東
除雪ドーザ 9 t 級	鳥取 99 め 1033	八東
ロータリー2.6m級	鳥取 900 る 125	八東
3.6 t ミニホイールローダ	鳥取 000 る 109	八東
3.6 t ミニホイールローダ	鳥取 000 る 110	八東
3.6 t ミニホイールローダ	鳥取 000 る 456	八東
3.6 t ミニホイールローダ	鳥取 900 る 192	八東
歩道除雪機 20ps	No. 5	船岡
歩道除雪機 20ps	No. 6	船岡
歩道除雪機 10ps	No. 81	船岡

民間業者が所有する車両

各業者が所有する機械について、毎年必要に応じて契約を行う。機種については八頭町建設業協会から除雪業者の推薦報告と同時に機種の報告を受ける。

町は除雪業者に除雪路線と貸与機械を割り当てる。

#### （1）除雪の出動

降雪状況から受託業者が積雪深を確認し、出動の基準となった地区から除雪車の出動を行う。

(2) 排雪の出動

必要に応じて排雪作業を行う。

(3) 大雪の際の対応について

「顕著な大雪に関する気象情報」が発出された場合は、生活に必要な路線（以下、大雪優先路線）を優先的に除雪し、迂回が可能な路線等については大雪優先路線の除雪完了後に除雪作業を行う。

#### 4 町民の皆様へのお願い

(1) 路上駐車はしないで下さい

除排雪作業や緊急車両の通り抜けの妨げになります。路上駐車がある場合、除雪しないことがあります。

(2) 玄関先、車庫前の雪処理は各家庭で行って下さい

雪の状態によって、玄関先、車庫前に排雪してしまうことがあります。除雪車は生活道の除雪を最優先としていますので後処理ができません。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

(3) 各家庭の雪を歩道や車道に出さないで下さい

敷地内の雪を除雪後の歩車道に出すと交通障害や交通事故の原因となる恐れがあります。ご注意ください。

(4) 道に物を置かないで下さい

歩道や車道に物を置くと除雪作業により破損したり、除雪機械に巻き込まれて機械の故障の原因となります。鉢植えやコンクリートブロック等を道に置かないでください。

(5) 除雪機械には近づかないで下さい

除雪機械は危険ですので近づかないでください。

(6) 作業中のオペレーターに話しかけないで下さい

除雪作業中のオペレーターに話しかけると除雪作業に遅れが生じ、他の方々の迷惑になりますので話しかけないでください。

(7) 深夜・早朝の作業にご理解下さい

積雪の状況から通勤・通学時間に間に合わせるため、深夜、早朝の作業になります。ご理解をお願いします。

(8) 町道に飛び出した樹木の伐採を行って下さい

町道に樹木の枝が飛び出していると除雪車の破損、堆雪による通行支障の原因となりますので、冬季までに私有地から町道に飛び出した樹木の伐採をしてください。

5 除雪に関する補助制度について

① 小型除雪機配備事業

除雪車が入ることのできない狭小な道や生活道として使われている里道の除雪を行うため、要望がある集落へ小型除雪機を配備する。

<お問合せ先：八頭町建設課>

② 八頭町農道除雪事業費補助金

冬季間における樹園地での枝折れや果樹棚の倒壊被害防止等のために行う農道の除雪に要する経費について補助を行う。

<お問合せ先：八頭町産業観光課>

6 除雪路線図

- ・通常路線
- ・大雪優先路線